

南知多町地域応援クーポン券取扱店募集要項

南知多町では、エネルギー・食料価格等の物価高騰により、住民生活に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起及び小売業者等への支援策として行う地域応援クーポン券の発行等の事業において、次のとおり取扱店を募集します。

今回は、チェーン店・フランチャイズ店以外の店舗でのみ利用できる「小規模店舗券」も発行されます。また、ポスター・のぼり等の啓発品に関しては、今回より申込をした商工会へ受け取りに来ていただく必要があります（日間賀島および篠島は島内サービスセンターでの受け取りとなります。）。ご協力のほど、よろしく願いたします。

1 クーポン券の概要について

- (1) クーポン券名称 南知多町地域応援クーポン券
- (2) 発行団体 南知多町
- (3) 発行期間 令和6年9月1日（日）～令和6年9月30日（月）
- (4) 利用期間 令和6年10月1日（火）～令和7年1月31日（金）
*利用期間を過ぎたクーポン券は無効とします。
- (5) 換金期間 令和6年10月2日（水）～令和7年2月14日（金）
*いかなる場合も換金期間を過ぎたクーポン券は換金できないものとしします。
- (6) 発行券 1冊3,000円分のクーポン券を全町民に配布します。
500円券×6枚のうち共通券3枚、小規模店舗券3枚とします。
買上げ金額1,000円（税込）につき、500円券1枚利用可。最大6,000円で6枚（3,000円分）利用可
- (7) 配布対象者 令和6年9月1日において、南知多町の住民基本台帳に記録されている住民を対象とします。ただし、令和6年9月30日までに出生又は転入した住民については交付の対象となります。
- (8) 発行総額 4,830万円（ただし、配布対象者が全額購入した場合）
- (9) 釣り銭 釣り銭は出さないものとしします。
- (10) 利用できる店舗 小売店、飲食店、旅館・民宿等のクーポン券取扱店舗として認定を受けた店舗に限りします。
また、小規模店舗券はチェーン店・フランチャイズ店以外の取扱店舗で使用可能、共通券はすべての取扱店舗で使用可能とします。

2 取扱店舗の募集について

- (1) 応募資格・条件
南知多町内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所であること
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと
南知多町地域応援クーポン券取扱店募集要項を遵守すること
- (2) 店舗種別
チェーン店：国内に11店舗以上あるもの
フランチャイズ店：フランチャイズ契約を締結しているもの
その他（小規模店舗）：上記以外のもの

(3) 申込方法

登録取扱店申込書に所定の事項を記入し、内海、豊浜又は師崎商工会へファクシミリ等により提出し、申し込むものとします。

(4) 申込期間

令和6年8月1日（木）から8月20日（火）まで

申込期限内に申込手続きを完了した事業者については、全町民へのクーポン券送付時に同封する店舗一覧表に掲載します。ただし、申込期間を過ぎた場合は町ホームページのみの追加掲載となります。

(5) 換金方法

南知多町が指定する金融機関窓口にて換金します。

(6) 啓発品の配布

南知多町地域応援クーポン券にかかる啓発品については、申込をした商工会へ事業所が受け取りに行くこととします。日間賀島および篠島については、受け取り場所をサービスセンターとします。

(7) 事業評価の協力

認定された事業者には、期間中の売上等の状況報告について、協力を求める場合があります。

(8) 応募・問い合わせ先

師崎商工会 電話：0569-63-0349 FAX：0569-63-2141